

## 1. 議事日程

(平成16年第3回安芸高田市議会9月定例会第14日目)

平成16年9月30日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 平成15年度吉田町水道事業決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成15年度甲田町水道事業決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第5 議案第65号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第66号 安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例
- 日程第7 議案第67号 安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例
- 日程第8 議案第68号 安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置  
及び管理条例
- 日程第9 発議第13号 郵政公社の経営形態堅持に関する意見書について
- 日程第10 発議第14号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」  
の実現を求める意見書について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(72名)

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 明木一悦  | 2番  | 秋田雅朝 |
| 3番  | 土居克之  | 4番  | 山本優  |
| 5番  | 岡山薫   | 6番  | 田中常洋 |
| 7番  | 前川正昭  | 8番  | 平林克昌 |
| 9番  | 日野原穂澄 | 10番 | 平川幸雄 |
| 11番 | 加藤英伸  | 12番 | 山崎昭弘 |

13番	山口康文	14番	小野剛世
15番	川角一郎	16番	竹田誠莊
17番	井上尚文	18番	高坂広一
19番	新出達夫	20番	塚本近
21番	赤川三郎	22番	深井達雄
23番	三上夕工子	24番	長岡公次郎
25番	井上正樹	26番	宮田浩之
27番	松野俊寿	28番	川先悟郎
30番	平岡正美	31番	秋広美輝
32番	川崎三千春	33番	西川佚夫
34番	中野光雄	35番	岡原雪夫
36番	松村ユキミ	37番	熊高昌三
38番	藤井昌之	39番	浅枝俊通
40番	青原敏治	41番	金行哲昭
42番	杉原洋	43番	松川秀巳
44番	大前直行	45番	入本和男
46番	泉正智代	47番	山本三郎
48番	今野仁千六	49番	今村義照
50番	住広章	51番	佐々木博
52番	玉川祐光	53番	西山登司教
54番	井上正文	55番	岡田正信

56番	浮田洋吾	57番	山崎宅将
58番	桑岡達夫	59番	望月桂
60番	天清斐雄	61番	渡辺義則
62番	猪掛信幸	63番	高下二郎
64番	富田義弘	65番	吉村正登
66番	名川律夫	67番	宮本房宏
68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

29番 新山勝義

4. 会議録署名議員

37番 熊高昌三                      38番 藤井昌之

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子

産業振興部長	清 水 盤	建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	杉 山 俊 之
消 防 長	村 上 紘	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	向原支所長	益 田 博 志
総務課長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壯

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 6 名 )

事 務 局 長	増 本 義 宣	事 務 局 次 長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。

ただ今の出席議員は72名であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本日は、昨日台風21号が襲来いたしまして、我々も大変心配をしたわけですが、市役所の方は非常体制という場合は対策本部を設けるわけですが、その上のランクの警戒体制という体制で、昨日は臨ませていただきました。そういうことで、それぞれ本庁、支所、警戒体制を敷いたわけですが、その後、夕方5時半には、もう一つランクの低い注意体制ということに体制を切り替えて、いずれも警報が出ておりましたのでそういう体制を組むということになるわけですが、体制を組んだわけですが、幸い大きな被害はまだ報告をされておらず、我々も安堵をしておるところでございます。皆さんには大変ご心配をかけましたが、大きな災害なしに、何とか乗り切ることができたというように考えております。

行政報告につきまして、2点ほど申し上げたいと思います。

まず第1の点でございますが、第2庁舎、総合文化保健福祉施設の建設の場所についての行政報告をさせていただきたいと思います。

ご存知いただきますように、この問題は合併の建設計画の中にも盛り込まれ、建設計画を論議する中でも早く場所を合併までに決めたらどうかと、こういうようなご意見も賜っておったわけですが、市といたしましては、いろいろ合併建設計画の中の論議を踏まえて、いろいろ場所の問題はあったわけですが、基本的には吉田町内の事情もありますし、現在の役場の庁舎ということもあるわけございまして、現在の庁舎の周辺に、この2つの施設を位置させると、こういう基本に立って2つの案を皆さんにご協議をさせていただいたと、こういうことでございます。

第1の案というのは、現在の吉田町の役場でございました、現在の市役所の庁舎に隣接をして、この公民館、それから隣の吉田コミュニティセンター等を取り込んで、さらにその隣の駐車場等も取り込んで、現在の庁舎に隣接をして第2庁舎と総合文化施設を併設の施設として建設をするというのが、まず第1の案でございました。

第2の案というのは、第2庁舎はこの位置に建てるが、総合文化施設については新町1号線の2車線の道路を挟んだ向かいの土地を求めて、総合文化施設を建てる、という案でございます。

そういう2つの案を皆さんにご協議をいたしまして、9月10日の日に、それぞれ各派の代表者、副代表者の会議を開かせていただきまして、この

案について説明をさせていただきました。それ以後、それぞれ各会派におかれましては、それぞれの6つの会派で、これをもとにして論議を尽くしていただいた経過がございます。9月21日に議会の第1日の後、終了後、各会派の代表者、副代表者の皆さんにお集まりをいただきまして、それぞれの会派でお話しをいただいた内容についてご報告をいただき、論議をいただきました。そのような経過を踏まえまして、最終的には今回の報告で、場所を第1案で報告をいたしました。この現在の庁舎に隣接をして、第2庁舎と総合文化施設を併設をすると、こういう案にさせていただきたいと、このように報告をさせていただきます。

いろいろ皆さんにご説明をする段階で、新町1号線の向こう側に文化ホールをつくった場合には、いろいろ遺跡の調査に1年1億、長いときには2年2億の時間と費用がかかるんじゃないだろうか。あるいは状況によっては、まだかかるかもわからんと、こういうような状況もございますし、現在の敷地からいって、この文化ホールと第2庁舎を併設するというのは、場所的には、面積的には可能であると、こういうこともございまして、論議をしていただいた結果、第1案の第2庁舎と総合文化施設を併設をするという案に方向付けをさせていただきたいということで、行政報告をさせていただきます。

ご説明の中でも申し上げましたように、どうせやるんなら早い方がええと、こういうことで、しかも合併特例債も今なら何とか使えると、こういうこともございまして、そういう方向でやらせていただきたい。11月には来年度の起債の計画も県の方へ出さんにやいけん、ということもございまして、本日皆さんにお願いをするようなことでございます。

それから、次の第2の報告でございますが、これは安芸高田市の八千代町で計画をされております320床の有料老人ホームの建設計画が、現在、県の方へ計画が提出をされておるわけでございます。これは、それぞれ地元の意見等も聞いて県も指導すると、こういうことになっておるわけでございますが、これは議会の方でも先日、住所地特例というのがございまして、問題は住所地特例の適用が受けられるかどうかと、こういう問題でございまして、現在、住所地特例の受けられる施設といたしましては、一番大きなのは特別養護老人ホームでございますし、それから老人保健施設、それから療養型病床という病院、それから養護老人ホーム、老人保健施設、それから一般の病院も同じくでございます。それから身体障害者の養護施設、こういうようなものは住所地特例が受けられるわけでございます。仮に安芸高田市内のそういう施設に、仮によその市町村から入所しても、介護保険料等についてはよその市町村が持つと、こういうことになっておるわけでございますが、この有料老人ホームについては、今の制度では住所地特例が受けられないと、こういうことになっております。したがって、議会の方でもこの有料老人ホームについては、住所地特例が受けられるようにと、こういう意見書を採択をしていただいたわけでございまして、私たちも大変皆さんの決定についてありがたく思っておるわけでございま

す。したがって、今後我々もこの住所地特例が特別養護老人ホームのように、有料老人ホームの方に適用されるようにということを運動して参りたいと思いますし、近い内に厚生労働省の方にも安芸高田市の実態を踏まえて議会の皆さんと一緒に陳情もさせていただくと、こういうことにしておるわけでございます。したがって、これはうちだけの問題ではないわけございまして、広島県の市長会としても同じ市長会統一の要望として、国の方へ出しておるわけでございます。全国的な問題になっておるわけでございますが、そういうことで、私はこの問題については運動していけばいい方向になるんじゃないかというように考えておりますので、できることそのものには反対はしませんが、住所地特例が改正をされるまでは、この施設については待っていただきたいと、このように県の方へ申し上げておるわけでございます。というのは、先ほど申し上げましたように、よその市町村から来た人の介護保険料が上がるとか、あるいは国民健康保険税が上がる、それを安芸高田市が全部負うて通らんにゃいけん、という問題が一番大きな問題でございまして、そういう問題の解決するまでは、ひとつ待っていただきたい、こういうように県の方へ申し上げておるわけでございますので、この庁舎の場所の決定。庁舎の場所は決定をさせてもらっても、今後どのようなものをつくるかについては、今から十分議会の方も特別委員会をつくっていただき、また旧吉田町にも文化ホールの建設の計画の委員会があったようでございますので、そういう市民の皆さんのご意見を十分聞きながら、本当に理想的なものを設計をしていくというようになるわけでございますので、今回は場所だけを、ひとつ決定をさせていただきたい、こういうことでよろしくをお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

崎岡議長 以上をもって、行政報告を終わります。

続いて、本日の議会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木議長 去る9月22日開催いたしました議会運営委員会について、次の事が決定されましたので報告をいたします。

本日の審議日程は、お手元に配布しております議事日程の通り、認定3件、議案4件、発議2件であります。さらに、1番明木一悦議員から所定の賛成者の署名を添え、市民活動保険制度の創設を求める決議案が、同日提出されましたので、提出者から提案理由の説明を受け、議案の扱いについて協議いたしました。慎重に審議した結果、本決議案は議会の機関意志決定であり、当然議員全員に内容を周知、若しくは所管の常任委員会での審議などの手続きが必要ですが、そうした通常取るべき手続きのいとまがないなどの意見が多く、賛成多数で9月定例会での議案として上程することを見送ることとしました。

以上、報告を終わります。

崎岡議長 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

続いて、71番鳴石勸君から、9月17日の発言について、一部誤りがあったので訂正するとの申し出がございました。

字句数値等の訂正であり、これを許可いたしましたので、ご報告を申し上げます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、37番熊高昌三君及び38番藤井昌之君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 認定第1号 平成15年度吉田町水道事業決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成15年度甲田町水道事業決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定について

崎岡議長 日程第2、認定第1号から、日程第4、認定第3号までを一括議題といたします。

本案は、一括して建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

天清建設常任委員長 議長。

崎岡議長 建設常任委員長、天清斐雄君。

天清建設常任委員長 建設常任委員会の審査報告をいたします。9月17日の本会議におきまして付託されました、認定第1号、平成15年度吉田町水道事業決算の認定について。認定第2号、平成15年度甲田町水道事業決算の認定について及び認定第3号、平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定についての3件について審査した結果、次のとおり報告いたします。

なお、報告書の写しをお配りしておりますので、ご参照下さい。

付託を受けました3件につきまして、まず認定第1号及び認定第2号につきましては、合併前の吉田町及び甲田町の平成15年度4月1日から、2月末日までの11ヵ月分の決算であり、認定第3号が合併後の1ヵ月分の決算であります。したがって、これらをとおして平成15年度通年の決算となるものです。各決算の状況につきましては、決算書並びに監査意見書に詳しく述べられてあるとおりであります。委員会の審査を通じて質疑の集中した点は、未収金の問題であります。水道料金におきましても税等と同じく滞納未収金の問題があります。この問題の対応についての質疑に対し、執行部からこれまでの取り組みを踏まえ、さらに7月に設置した安芸高田市税等滞納整理対策本部を中心に鋭意努力しているところであるとの答弁がありました。審議を尽くし、討論、採決を行った結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず、本案3件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本案3件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより認定第1号、平成15年度吉田町水道事業決算の認定についての件を、挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

崎岡議長 認定第2号、平成15年度甲田町水道事業決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

崎岡議長 認定第3号、平成15年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~

日程第5 議案第65号 安芸高田市営住宅条例の一部を  
改正する条例について

日程第6 議案第66号 安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例

日程第7 議案第67号 安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例

日程第8 議案第68号 安芸高田市高宮若者用マンション

「虹のマンション」設置及び管理条例

崎岡議長 日程第5、議案第65号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の件から、日程第8、議案第68号、安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例までを、一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第65号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

近年、広島県におきましては、公共工事からの暴力団排除対策を積極的に進めているとともに、暴力団員が県営住宅を使用することについても市民感情や社会通念から許し難いという観点から、条例を改正され、暴力団員の住宅使用制限について、対応されているところでございます。また、これに併せ、東広島市や廿日市市など、他市においても同様の条例改正案を9月議会に上程されており、本市といたしましてもこのような情勢を踏まえ、吉田警察署とも協議の上、安芸高田市民並びに入居者の安全と平穩を保持するため、安芸高田市営住宅条例及び安芸高田市営特定賃貸住宅条例の一部を改正するものでございます。

具体的には安芸高田市営住宅条例及び安芸高田市営特定賃貸住宅条例、いずれの条例にも市営住宅の入居資格の項目に、申込者及び同居の親族が暴力団でないこと及び住宅の明け渡し請求条項に、暴力団員であることが判明したとき、この項を加えるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第66号、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、合併前から旧高宮町で実施しておりました事業でございますが、その趣旨を新市に受け継ぎ、新たに安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例として制定をお願いするものでございます。このことにつきましては、本条例並びにこの後、ご提案をさせていただきます2つの条例は、公営住宅法によらない住宅であり、合併協での調整が困難で、合併後に調整することとされておりましたことから、条例整備が遅れておりましたが、今回、先ほどご提案いたしました、暴力団員への対応も含めて、条例を整備し、本議会に上程させていただくものでございます。

その主な内容は、安芸高田市過疎地域活性化対策といたしまして、若者等人口の増加及び定住化を目指し、過疎地域活性化推進のために安芸高田市高宮若者定住住宅を整備し、一定の条件を満たす者に対して、住宅を貸し付け、原則として20年を経過した時点で払い下げをするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申

し上げます。

次に、議案第67号でございます。安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましても前議案同様、合併前の旧高宮町で若者定住対策を目的に設置していた住宅でございますが、その趣旨を新市に引き継ぎ、新たに安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例として、制定をお願いするものでございます。

この条例は、前条例と同様、公営住宅法によらない住宅であり、合併協での調整が困難で、合併後に調整することとしておりましたことから、条例整備が遅れておりましたが、今回、先ほどご提案いただきました暴力団員への対応を含め、条例整備をさせていただきましたので、本会議に上程をさせていただくものでございます。

その主な内容は、過疎地域活性化対策といたしまして、若者人口の増加及び定住化を促進いたし、また就学児童の増加、確保を図り、過疎地域活性化を推進するために、安芸高田市高宮若者定住住宅を整備して、一定の条件を満たす者に対し、住宅の貸付を行うものでございます。

以上、よろしく審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第68号、安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例でございます。提案理由の説明をいたします。

本案も合併前の旧町の高宮町で若者定住対策を目的に設置しておりました。若者用マンションについて、その趣旨を新市に引き継ぎ、新たに安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例として制定をお願いするものでございます。

この条例は、前条例と同様、公営住宅法によらない住宅であり、合併協での調整が困難で、合併後に調整することとしておりましたことから、条例整備が遅れておりましたが、先ほどご提案いただきました暴力団員への対応を含め、条例整備をさせていただきましたので、本議会に上程をさせていただくものでございます。

その主な内容は、過疎地域活性化対策といたしまして、若者人口の増加を促進し、過疎地域活性化を推進するために、若者用マンションを整備して、一定の条件を満たす者に対し、住宅の貸付を行うものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第65号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。

この条例に対しまして、お手元に議案第65号参考資料という新旧対照表を付けておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

こういう表になったものでございます。前回配布をさせていただいたものの中に添付をさせていただいておりますので、申し訳ございません。

この一部条例改正でお願いいたしますのは、公営住宅法でいいます安芸高田市営住宅条例並びに安芸高田市営特定公共賃貸住宅という2つの条例のものについて掲載をさせていただいております。

まず、安芸高田市営住宅条例でございますが、今回の主な改正目的でございます暴力団対策につきましては、先ほど趣旨につきましては市長の方から提案があったとおりでございますが、第6条第1項の規定中に、第4号として入居者の資格ということで、入居者そのもの、または同居親族が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないことという条項を追加させていただくものでございます。また、同条例の第43条の住宅の明け渡し請求及び第58条の住宅の駐車場の管理資格条項につきましても、同条第1項第5項の次に、それぞれの条項の次に、同様に、暴力団条項を追加させていただいているものでございます。なお、暴力団員であるということの認定につきましては、これは警察との連携のもとに、認定を行うということでございまして、入居申込みの際に、その資格を問わせていただくということを規則で定めることとしております。

また、第6条の入居資格条項として、ただし書き以降のところへアンダーラインを引いておりますが、これは準則等に照らし合わせて第7条の入居資格の特例条項の方に記載を代えさせていただくということで、整理をさせていただきました。また、それらに伴いまして、番号や字句の整理をさせていただいております。

次に、2ページはぐっていただきまして、資料の最後のページでございますが、安芸高田市営公共賃貸住宅の関係でございます。これにつきましても、先ほどご説明をさせていただきましたように、第6条の入居資格と第37条の住宅の明け渡し請求及び第40条の住宅の駐車場の管理資格条項に、同様に暴力団員の入居に関する制限を、追加をさせていただいております。これに伴いまして、番号や字句の整理をさせていただいております。

なお、いずれの条例も附則といたしまして、施行は公布の日から施行することとさせていただいております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第66号、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例でございますが、本条例は先ほど市長の方からご説明がございましたように、高宮町でこれまでやってこられたものを、その趣旨を引き継いで新市で条例整備をさせていただくものでございます。第1条でその趣旨を書いておりまして、安芸高田市高宮町若者等人口増加及び定住を図り、過疎地域活性化推進のために住宅を整備するというものでございます。第2条で設置、第3条で貸し付けの対象者ということで、高宮町に転入して永住ということで、永住型住宅でございます。

それから、貸し付けの要件といたしましては、高宮町に住民基本台帳の

ある者、若しくは移すことが確約できる者ということで、年齢といたしましては40歳までの同居の親族の中に義務教育終了までの子がいること。それから3としまして、これは今回、先ほども提案させていただきました、暴力団員の入居制限に関することを、追加をさせていただいております。第6条は審査委員会ということで、ここに入居していただく申し込みがございましたら、審査委員会で中の入居者についてチェックをしていただくということになっております。7条は貸付決定及び契約、8条は貸付料金ということでございます。9条で貸付期間としましては、住宅の期間は20年ということでございます。また、10条資金、11条でその運用で、12条で義務を課しております。それから、14条は禁止事項でございます、それぞれ1項から4項まで掲げております。15条が払い下げということで、住宅及び当該地の貸付期間を20年経過し、この条例及び賃貸契約等を遵守している者に対して帳簿価格で払い下げを行うということで、20年経ちましたらそういう取り扱いをさせていただくと。

次の4ページでございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をさせていただくと。経過措置といたしまして、合併前の高宮町若者定住化促進に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により、なされたものと見なすということで、経過措置を1、2から3項まで掲げております。

また別表では、住宅の位置が書いてありまして、11年度から15年度に建設されたものが16戸ございます。以上でございます。

それでは次に、議案第67号の方の説明に入らせていただきます。

これは、安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例ということで、若者定住型、これは家族向けということでございます。この第1条にその趣旨を書いております、またの以降の就学前児童の増加、確保を図り、過疎地域の活性化の推進を図るために、住宅を整備するという、これも旧高宮町からの趣旨を引き継いだものでございます。

それから、貸付対象で3条でございますが、先ほどと同様に住民票が高宮町にあるということ、また移すことができるということ。2で新生児の年齢が40歳までのもので、同居の親族の中に義務教育終了までの子がいる者というのが大きな条件でございます。また、3号では暴力団の入居防止を掲げております。それから、9条で入居の承認ということで、当該住宅の入居の際に、同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得るということでございます。それから10条が入居の承継でございます。11条家賃でございますが、家賃につきましては4万円を越えない範囲で規則で定めるということで、現在では3万円ということでございます。貸付期間としましては、基本的には最低年齢の子どもが18歳となった最後の初めて来ます3月31日ということでございますが、市長が特に認めた場合は引き続き入居ができるということになっております。

それから次のページ、16条でございますが、費用負担義務ということで(1)から(5)までそれぞれ入居者が負担をする費用について掲げて

おります。

それから、少しはしおらせていただきますが、19条禁止事項で(1)から(4)までの禁止事項を掲げております。それから21条が住宅の明け渡し請求でございます。これにつきましても不整の行為等で入居とか、家賃滞納、それらの条項の(6)で暴力団員の対策事項を掲げさせていただいております。それから、附則で、施行期日。この条例も同様に公布の日から施行させていただくと。それから経過措置では前条例でもご説明させていただきましたように、合併前の高宮町の条例の規定によりなされたものということで、対応させていただいております。

それから、最後のページでございますが、別表で住宅の位置あるいは、名称でございますが、来原若者住宅、来女木住宅を併せまして6戸でございます。

それでは、次に議案第68号をご説明をさせていただきます。これにつきましても同様に、高宮町で管理運営をされておりました事業でございます。通称「虹のマンション」ということでございます。

貸し付けの対象も、これも同様に高宮町に住民基本台帳あるいは移すことができるということで、それと(2)で新生児の年齢が概ね18歳から30歳までの原則で本人のみで入居するというところでございますが、入居期間中に結婚して新しい入居先を見つけることが困難な場合等につきましては、3年に限り入居を認めるというような条項で、少し猶予をもっております。

それから、入居の選考につきましては第6条で入居の選考委員会で選考するというところでございます。第8条でマンション入居手続きということで、それぞれそこへ掲載をしております。家賃につきましては、これも同様にマンションの家賃は4万円を超えない範囲ということでございますが、これは3万円を現在対応しておりますところでございます。第10条の貸付期間でございますが、入居者本人が40歳となった年最初に到来する3月31日ということでございます。

それから4ページをお願いいたします。第14条費用負担義務等ということで、1項から5項までそれぞれ入居者の負担について明記をしております。それから18条でございますが、マンションの明け渡し請求ということで、これも同様に不正入居あるいは滞納等書いて、次の最後のページでございますが、第6項に暴力団員であることが判明したときということに掲載をしております。附則といたしましては、これも同様に施行の日を公布の日から、また経過措置を同様に取らせていただいております。

一番下の表で、位置は高宮町佐々部、戸数は8戸でございます。それから一番初めの定住型推進に関する部分で、家賃をちょっと申し上げておりませんでしたので、これも3万円ということでございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 69番、増田でございます。先ほど市長さん並びに担当部長さんの方から粗々ご説明をいただいたわけでございます。それで行政というのは地方自治法であるとか、条例であるとか、規則とか、そういうもんで動くわけでございますけれども、先ほど部長の説明の中にですね、暴力団対策という言葉が非常に新しく強く出てきたというように私は思うんですよ。行政を執行するにおいては、ご提案になった条例ばかりではないと思うんですね。すべてにおいて、私の記憶の中では去年の7月14日頃に法定協か何か知りませんが、コンプライアンス制の云々が議論された経緯があるんじゃないかと、このように思うわけでございます。新市誕生、まことに複雑な行政運営でありますので、そうした条例は条例でございます。このことに異議はございませんけれども、関連となるかと思っておりますけれども、コンプライアンス制の下りについて云々ご研究なさっておられるのか、どういうお考えなのか、質してみたいと思います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ご指摘の問題はやはり暴力団対策との関連もあるというように考えております。特に最近世の中が非常に複雑になってきてまして、行政で対応できない、いろいろ青少年の非行防止とか、犯罪とか、また外国人による犯罪とか、そういうものが今までにない新しい犯罪体系が起きてきておりますし、暴力団対策についても非常に巧妙になってきておると、こういう状況があるわけでございます。したがって、今後これにどのように対応するかということについては、合併の協議の中でも話が出たことがありますが、やはり警察との関係を密にしながらですね、警察と協力をしながら市民の治安を守るという、特にオレオレ詐欺とか、いろんな新手の、市民に害を及ぼすものが、とても行政では対応できんという問題が出ております。そういうことで、そういうものも併せて今後行政の中に窓口を開いていくということが大事ではなからうかと、このように考えておりました、今、研究をしておるところでございます。以上でございます。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 53番、西山でございます。2、3お伺いしたいと思います。現在この住宅の全体の利用状況はどういうふうになっているのかが1点でございます。

それから先ほど65号の方の家賃を3万円と言われたと思うんですけども、これでよろしいでしょうか。

それでですね、今奇しくも市長が言われましたけども、外国人の入居はどうなのか、これが1点。

それからですね、68号でございますが、明渡請求の中の(4)ですね。

正当な事由で15日以上使用しないときは、明け渡し請求をすることとなっておりますが、何を基準にこの15日という日にちが出てきたのか、以上、4点ですか、よろしく願いいたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただ今のご質問にお答えをいたします。今の入居状況等でございますが、最近の状況でございますと、それぞれ各町に公営住宅がございますが、大体応募倍率等にいたしましても2倍から7倍ぐらいございまして、かなり応募が多いという状況でご利用をいただいております。また、若者定住につきましても、応募倍率といたしましてそれぞれ3カ所、3倍から5倍ということで応募者もかなり多いという状況で、住宅に対する要望はかなりあるという状況でございます。

それから、3万円の金額でございますが、ご提案をさせていただきました3つの住宅につきましては、それぞれ収入に関係なく月3万円ということで統一をさせていただいております。

それから外国人入居につきましては、現在吉田と八千代で2世帯ほど入居していただいておりますので、一定の条件を満たせば入居をしていただけるという状況でございます。

それと、もう1つは、これは公営住宅法で15日ということをも明記しておりますので、これに基づいてその15日を明記させていただいたということでございます。以上でございます。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 ただ今部長さんが2倍から7倍の希望者がおるんだということでございますけども、この中で振るい落とされる人もおってでしょうけども、この数字から見てですね、私は100%入居者がいるんだというふうに理解しますが、それでよろしいですか。以上、回答をもらいましたら私の質問を終わります。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、ただ今のご質問でございますが、現在政策空き家ということで耐用年数を過ぎて、立て替え等の考えで入居を停止したものを除きますと100%入居という状況でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

山崎議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎議員 12番、山崎です。それではこの条文についてですね、つくっておられるんですが、字句等にちょっと間違いがあるんじゃないかということで、問題はこういう条例をつくる時の基本的な認識をどうっておられるんだろうか。というのはですね、条、項、号、こういう作り方がございます。条と項については終わりのところに丸が要るんです。号については要

らないと、こういうかたちになっておりますが、ここのつくられた中には、まちまちで、あるところとないところというふうになっております。一般的には号の後ろに丸は要らないのでありますが、その点が1つ。

それからもう1つは、議案第66号の第3条のところにありますような、住宅の貸付対象者は安芸高田市高宮町に転入して永住しようとするものとする。この「もの」は「人」なんですよね。このときの「もの」は直さなきゃいけないんじゃないか。そういうようなところがありましたので、基本的なお考えをちょっとお聞きしたいなと思っております。以上です。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、ご指摘のとおり、それぞれ条、項、号での取り扱い、また文言につきましても、ご指摘のように適切でない部分もあるということでございます。以後十分チェックをして、他の条例等々も整理をしながら対処したいと思っております。大変申し訳ございません。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長、55番、岡田です。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 1点お伺いいたしますが、この暴力団が入居することを排除する条例ですから、これはいいといたしましても、先ほど市長が申されましたように、この暴力団と認定するのに警察と協力し合うて認めると。誰も何々暴力団、私は暴力団というのではありませんから、ただ、認定する、そういう場合にですね、片方では社会情勢が複雑になったと言うが、県警の方は地方の警察を、定例会でも出ましたけども、地方の警察のそういう治安維持の駐在所を減すと。一方ではそういうことをしながら自治体の住居の問題では自治体が困るからそういうことは警察も当然してもらわにゃあいけませんけども、こういう関係を市長はどのように考えておられるのか、市長の見解をお伺いします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今、ご発言のように、我々もまったく同意見でございます。警察の今、地方の駐在所がなくなることについては、非常に危機感を持っておりますし、警察へもそのことを強く残していくようにということは、要望をし続けてきておるわけでございますが、警察、県警全体の中でのそういう県警が非常に都市部に事件が集中するというような状況の中で、県内全体の状況を見ながら、警察としてもそういう判断をしてきたというように考えておまして、我々は我々なりに地域の実態を訴えてですね、いきたいというように考えております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

富田議員 議長。

崎岡議長 64番、富田義弘君。

富田議員 素人らしい質問をするんですが、実はですね、こういう条例というのは

旧町時代の内容が含まれておるわけですね。ですから、旧町の時代の議員さんもよくご承知だと思いますが、今回合併いたしましてですね、こうした新市になってのこういう議論がある時に、私も今日初めてこのような中身と言いますか、ことを理解するために、今一生懸命努力しようんですが、やはりこういうようですね、旧町時代の条例関係につきましての協議の議論というのは、事前にやっぱり十分叩いていただきたい。そしてみんなが十分理解をした上でですね、本会議で議論すべきというふうに思うんです。と申しますのは、本会議で議論一発となりますと、このように繰り返し繰り返しですね、やっぱり質疑の数も増えてきますし、時間も要するわけですが、まず1点そういうことを感じました。

そしてですね、この条例の中身を先ほどから説明を聞きようりますと、公営住宅法以外の単町の条例であったということですよ。ですから、この単町の条例というのは高宮町方式で、高宮町独自の過疎対策とか、あるいは若者定住に対するご努力されてきた政策の1点だったと思うんですが、これを新市になりますとですね、若者定住あるいは過疎対策ということになりますと、過疎地とはどこなのかですね、基本的な具体的なやっぱり新しい市の中での整理も、今後必要になってくると思うんですよ。そういうことから考えますと、先般も提案されておりましたように、安芸高田市の今後10年間の基本構想をつくるための審議会が設立されるようになっております。と申しますのは、今後10年間のそうした基本構想ができるわけですので、今日のこの条例案については云々とは申しませんが、やはりこの基本的な単町であった条例をですね、新市に引き継ぐ場合は、全体の安芸高田市の過疎地であるとか、あるいはこの政策をつくる場合にですね、もっともっと見直しをかけながらやっていく必要があると思うんです。しかし、今日の提案の中身を見ますと、15年度までに建設された住宅とあります。ですからこれに対策することは必要であります。今後16年以降ですね、このような事業展開を進めていこうとされとるのか、このことも含めながらご回答いただきたいと思います。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ご指摘のとおり、これは合併協議会の中でいろいろ論議をしてきて、住宅法に基づかない住宅ということでございますので、この分だけ合併後に条例を検討しようと、こういうことになったわけでございます。実は私、その当時の町長をやっておりまして、やはり私は公営住宅は必要だと思いますが、公営住宅にはものすごく資金が要るわけですね。後の維持費も市費は要るという。そういうものは民間でできるだけやってもらうという方向が、やはりいいんじゃないかと。特に行政でやるべきものは、若者定住とか子どもを増やすとか、そういうものの政策的なものを、やはり住宅としてやるのが本来の行政のやるべき分じゃないかとということで、公営住宅法に基づかない、いろいろな制度の補助金と起債を使って

やったということでございます。

私は今でも今後の住宅政策というものは、もう少しちょっと考え直さにかいけんのじゃないかと、本当に施策に基づいたような誰でも入れるような住宅というのは、もう民間に任せの方がええというように私は思うわけでございます。そのことによって子どもが増えたと。学校がまた盛り返したと、こういうようなこともございますので、今後ご指摘のとおりですね、総合的にですね、住宅政策を考え直してくる時期にあらうと、このように考えておりますので、その点については今後議会の皆さんとも十分協議をさせていただきたいと、このように考えています。

亀岡議員 議長、72番。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 前者の質疑に関連しとると思うんですが、この住宅政策というのはですね、特定な地域に限らず安芸高田市が今後ですね、様々に発展していく施策の要素を考えましたときには、全市的なサイドでこれを見ていかにかいけんと思うんですよね。まったく前者の質疑と同様な考え方に立つものですが、特にですね、この人口増対策というものをこれと関連をさせてですね、考えていく場合においては、市の財政的な面ですね、これは大きく今後関わって参りますので、そういった点でこういう施策がどこまで展開できていくかというようなことをですね、十分踏まえて考えていかなければならないと思うんですよね。そこらのことをですね、今後ひとつの重要な施策として十分慎重にですね、また真剣に考えていかにかいけんと思うんですね、それが1つと。

それから先ほどですね、市政の中にどういうんですか、警察との関係の窓口をつくると、このことについてはですね、合併協議を進めてくる中で、そういう話が一時起こったんですよね。しかし、安芸高田市において、吉田警察署が存在がある限りですね、そことの関係を強め、深めていくのは、私はこれはいいと思うんですが、改めて行政の中にですね、警察の窓口をつくっていかにかいあそういった面ができないというのは、これはやっぱり警察署の存在を、どういうんですか、軽視していく立場に立つんですね。やはりそこらのことはですね、行政経費を節減していく中で、市の行政の中にそういうポストやですね、位置づけを新たにつくっていくと、そういうことはすべきでないと思うんですよね。その点いかがでしょうか。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 先ほど来、住宅政策についてのご質問がございました。今、亀岡議員さんからもご指摘のように、今後の住宅施策というのは、民と官がやはり使い分けをしていくということが必要だろうと思います。特に最近の傾向をみてみますと、僻地でも本当にいい住宅があれば子どもを連れて移り住みたいという若者がですね、随分おるわけでありまして。そういうものを狙い打ちをした政策が今後過疎対策として必要だろうと、このように考えるわけでございまして、そこらは今後議会の皆さんとも十分協議をしていき

いと、このように考えております。

警察との問題でございますが、十分協力体制は今後とも今まで以上に詰めていかないと、いろいろ治安の問題や犯罪の問題、非常に先ほど申し上げましたように複雑化しておりますので、とても行政で手に負えない部分もあるわけで、そういう相談窓口は協力をしながら広げていく必要があるかと、このように思うわけございまして、それをどうするかたちでやっていくかというのは、またいろいろ考え方があると思いますので、警察との協力関係というのは、私は今後重要になってくると考えております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第65号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 続いて、議案第66号、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例の件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 続いて、議案第67号、安芸高田市高宮若者定住住宅設置及び管理条例の件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 続いて、議案第68号、安芸高田市高宮若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例の件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 この際、11時30分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~

日程第9 発議第13号 郵政公社の経営形態堅持に関する  
意見書について

崎岡議長 再開いたします。

続いて、日程第9、発議第13号、郵政公社の経営形態堅持に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

58番、桑岡達夫君。

桑岡議員 58番。発議第13号、郵政公社の経営形態堅持に関する意見書について、提案理由の説明をいたします。

郵政事業は、独立採算制によって運営されており、郵便局においては、公的機関として基礎的通信手段や貯蓄、保障などの金融サービスを長年にわたって提供してきております。しかし、現在、小泉新内閣で日本郵政公社の民営化が進められ、平成19年4月には民営新会社が発足する予定とされています。

郵政事業の民営化が実施されれば、中山間地に位置する安芸高田市では、不採算の郵便局は閉鎖され、地方の切り捨てにつながるとともに、郵便の全国均一料金制などユニバーサル・サービスの提供が行われなくなります。

また、郵便局は、本来の業務以外に高齢者の安否確認や道路の破損状況、災害等の情報を提供するなど、地域社会に非常に大きな役割を果たしています。郵便局の民営化は、福祉、厚生サービスを提供する拠点を失う事にもなりかねません。

よって、郵政事業が現行の非営利・三事業一体の国営公社としての経営形態を堅持できますよう強く要望し、意見書を提出するものであります。

何とぞ、ご決議いただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 先日、消防組合の監査に赴いたところですね、これが地区消防と各郵便局が提携をいたしまして、緊急時の連絡体制を取る契約書を見せていただ

きました。

よってですね、ただ今、提案理由の中で郵便局が減るということは私も絶対に許すべきじゃないと、そういう意味でこの発議案に賛成するものがあります。

崎岡議長 他に討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、発議第13号、郵政公社の経営形態堅持に関する意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第14号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の  
実現を求める意見書について

崎岡議長 続いて、日程第10、発議第14号、地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

57番、山崎宅将君。

山崎議員 発議第14号、地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

本年度における国の予算編成は、国の財政健全化方策のみを考えているものとしか受け取れません。さらに、三位一体の改革に関連して概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところであります。

この要請に対し、地方6団体は、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところでありますが、今回、国会においては三位一体の改革の全体像を早期に明示し、地方6団体がまとめた今回の改革案と、我々地方公共団体の思いをなお一層真摯に受け止められるよう、意見書を提出するものであります。なにとぞご決議いただきますよう、お願い申し上げます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、発議第14号、地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についての件を挙手により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 ただ今、意見書案が2件議決されましたが、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、議長に委任いただきます。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成16年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変皆さんご苦勞でございました。

~~~~~

午前11時40分 閉会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員